

## 筑後市体育協会規約

(名 称)

第1条 この会は、筑後市体育協会（以下「本会」という。）といい、事務局を筑後市役所社会教育課に置く。

(目 的)

第2条 本会は、スポーツの振興と体育の向上、健康の維持増進をはかり、もって市の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業をおこなう。

- (1) スポーツの普及及び啓発
- (2) スポーツ指導者の研修及び養成
- (3) スポーツ行事の実施及び指導並びに協力
- (4) その他目的達成に必要な事業

(組 織)

第4条 本会は、市内に居住するもの、及び市内に勤務するもので、本会の目的に賛同するものをもって組織する。

(加盟団体)

第5条 本会は、次の加盟団体で構成する。なお、加盟団体に関する規程は、別に定める。

- (1) 専門競技部
- (2) スポーツ少年団
- (3) スポーツ推進委員会
- (4) レクリエーション協会
- (5) 総合型地域スポーツクラブ

(賛助会員)

第6条 本会の目的及び事業に賛同したものを賛助会員とする。なお、賛助会員に関する規程は、別に定める。

(役 員)

第7条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副 会 長 2 名
- (3) 理 事 長 1 名
- (4) 理 事 若干名
- (5) 運営委員 若干名
- (6) 監 事 2 名

2 会長は、理事会において選出し、総会の承認を得なければならない。

- 3 副会長は、会長が委嘱する。
- 4 理事長は、会長が委嘱する。
- 5 理事及び運営委員は、各加盟団体より選出された者を会長が委嘱する。
- 6 監事は、理事会において選出する。
- 7 本会に顧問を置くことができる。
- 8 顧問は、理事会で推薦し、会長が委嘱する。

(任 期)

第8条 役員の任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

(任 務)

第9条 役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、会務を総括し、本会を代表する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、会務を代行する。
- (3) 理事長は、会長の命を受け、会務の執行にあたる。
- (4) 理事は、理事会を構成し、総会に附すべき事項、その他必要事項について審議する。
- (5) 運営委員は、各加盟団体の運営並びに本会の運営、その他必要事項について審議する。
- (6) 監事は、本会の会計事務局を監査する。

(職 員)

第10条 本会の事務局に次の職員を置く。

- (1) 事務局長 1名
  - (2) 書記 若干名
- 2 事務局長及び職員は、会長が任命する。
  - 3 事務局長は、会長の命を受け、本会の事業の企画・立案にあたり、その事務を主管する。
  - 4 書記は、事務局長の指示を受け、本会の事務に従事する。

(会 議)

第11条 本会の会議は、次のとおりとする。

- (1) 総 会
  - (2) 理 事 会
  - (3) 運営委員会
- 2 会議は、会長が招集し、会議の議長となる。
  - 3 総会は、第7条の役員をもって構成し、年1回開催し、事業計画、予算、決算、規約の改廃その他必要事項を審議決定する。  
但し、必要に応じて、臨時に総会を開くことができる。
  - 4 理事会、運営委員会は、必要に応じて開催する。
  - 5 事務局職員は、会議に出席して、意見を述べるることができる。

(経 費)

第 12 条 本会の経費は、市よりの委託料、会費、寄付金、その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第 13 条 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(細 則)

第 14 条 本会の運営について必要な事項は、この規約に定めるものの他、別に会長が定める。

附則

この規約は、昭和44年5月20日より施行する。

附則

この規約は、昭和56年5月22日より施行する。

附則

この規約は、昭和60年5月25日より施行する。

附則

この規約は、昭和62年5月26日より施行する。

附則

この規約は、昭和63年6月15日より施行する。

附則

この規約は、平成3年5月20日より施行する。

附則

この規約は、平成15年5月23日より施行する。

附則

この規約は、平成19年5月24日より施行する。

附則

この規約は、平成22年6月3日より施行する。

附則

この規約は、平成24年5月24日より施行する。

附則

この規約は、平成25年6月6日より施行する。

附則

この規約は、平成28年6月7日より施行する。

## 筑後市体育協会加盟団体に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、筑後市体育協会規約（以下「規約」という。）第5条の規定に基づき、本会への加盟に関し、必要な事項を定める。

(加盟団体)

第2条 加盟団体とは、規約第5条の団体をいう。

2 規約第5条(1)に定める専門競技部は、種目別競技団体とし、次のとおりとする。

陸上競技部 弓道部 卓球部 剣道部 バレーボール部 柔道部 庭球部

野球部 山岳部 バスケットボール部 サッカー部 歩こう会 ソフトボール部

ソフトバレーボール部 グラウンドゴルフ部

3 規約第5条(2)に定めるスポーツ少年団は、筑後市スポーツ少年団に登録された単位スポーツ少年団とする。

4 規約第5条(3)に定めるスポーツ推進委員会は、筑後市スポーツ推進委員に関する規則に基づき設置された団体とする。

5 規約第5条(4)に定めるレクリエーション協会は、公益財団法人日本レクリエーション協会に登録された団体とする。

6 規約第5条(5)に定める総合型地域スポーツクラブは、市が認定し、総合型地域スポーツクラブ全国協議会に加入しているクラブとする。

(事業報告等)

第3条 加盟団体は、毎年5月15日までに次の書類を提出しなければならない。

(1) 当該年度の事業計画書および会員名簿

(2) 前年度の事業報告書

(3) 総会資料

(会費)

第4条 加盟団体は、年会費として予算に定める額を納めるものとする。

(加盟及び脱退)

第5条 本会への加盟及び脱退については、次のとおりとする。

(1) 本会に加盟しようとする団体は、加盟申請書（様式第1号）等必要な書類を会長に提出し、理事会の承認を得るものとする。

(2) 加盟団体が本会を脱退する場合は、その理由を付して会長に脱会届を提出するものとする。

(3) 理事会において、加盟団体が規約第4条に掲げる資格を失ったと判断したとき、または本会の加盟団体として不適当と認めるときは、総会の議決によりこれを除名することができる。

附則

この規程は、平成28年6月9日から施行する。

## 筑後市体育協会表彰規程

### (目 的)

第1条 この規程は、筑後市体育の振興・発展に寄与し、功績顕著なものの表彰に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (表 彰)

第2条 次の事号の一に該当するものは、体育功労者（以下「功労者」という。）として表彰する。

- (1) 市の体育振興・発展に尽力し、功績顕著なもの。
- (2) 会長として、3期以上在職したもの。
- (3) 体育協会役員として、満10年以上在職し、おおむね50歳以上のもの。
- (4) 部活動に満10年以上尽力し、功績顕著なもの。

### (表彰の決定)

第3条 前条に該当する被表彰者は、役員会の同意を得て、会長が定める。

### (勤続年数の計算方法)

第4条 第2条の年数は、次の各号により計算する。

- (1) 勤続年数は、就任の日から起算し、退任または死亡の日までとする。但し、1月に満たない日数は、1月とする。
- (2) 再就任した者の前後の在職期間は、通算する。
- (3) 被表彰者の期間の決定は、毎年4月1日現在とする。

### (表彰状の贈呈)

第5条 功労者には、表彰状及び記念品を贈呈する。但し、功労者が死亡のときは、これを遺族に贈る。

### (表彰の時期)

第6条 表彰は、総会日に行う。但し、特別の事由があるときは、これを変更することができる。

### 附則

この規程は、昭和49年5月1日から施行する。